

3 監 査 第 157 号
令 和 3 年 11 月 22 日

請求人（略）

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 原 よしのぶ

同 渡 辺 昇

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和3年10月29日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年10月29日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県警察本部長

2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県警察本部が送付した封書に係る郵送費他費用

3 当該行為が違法・不当である理由

当該封書に入れられている送付物は、すでに終わっている情報開示に係る決定通知書であることは、事前の電話により明らかである。

一部開示決定通知書であり、不開示の理由を変更したものであるということも事前の電話で分かっている。不開示であったものを開示するというならまだしも、開示しない理由を書き換えたものを送られても迷惑なだけであるし、審査請求をしていることから、理由を書き換えて送りつけるのは手続の流れとしても整合性の取れない違法なものである。

理由が間違っていたのであれば、審査請求の中で正すのが手続の流れとしても自然である。

さらに、こちらにとって不要なものを送り付けるのは、不当であり容認できるものではない。

4 請求する措置

送付にかかった費用の返還及びかかる違法不当な行為についての再発を防止する措置を取ることとともに当該行為に対する文書による謝罪を求める。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この点、愛知県警察本部長が行った本件「行政文書開示請求に対する当初の一部開示決定の取消し及び新たな一部開示決定」は、行政処分である。そして、

愛知県警察本部としては、行政処分を行った以上、その決定を対象者に通知するのは当然のことであって、愛知県警察本部の上記行政処分の通知に係る郵送費（封書に貼付された切手 84 円）等を違法又は不当と解することはできない。

したがって、請求人の主張は、財務会計上の行為が違法又は不当である旨の指摘として失当であり、その余を審査するまでもない。

第 3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。